

請求書の押印省略に関する Q&A

No.	質問	回答
1	請求書に押印を省略できるのはいつからか？	○ 令和4年1月1日以降に発行するものが対象になります。（発行日が令和4年1月1日以降のもの）
2	請求書に添付する書類についても押印を省略できるのか？	○ 契約書・請書・見積書は、引き続き押印が必要です。 ○ 法令、規則等により押印の定めがある書類についても押印省略の対象外です。 ○ 請求書と納品書が別々の場合には、納品書への押印省略もできます。（局担当部署が求める場合を除く。） ○ その他の添付書類への押印の有無については局担当部署に確認ください。
3	局指定の納品兼請求書は改正されるのか？	○ 今回の押印見直しに伴っての改正はありません。
4	請求書に押印すると無効になるのか？	○ 今回の取扱いは、押印を省略できるようにするもので、従来どおり、請求書に押印することも可能です。 ○ 押印する場合は、従前どおり契約書などの契約を証明する書類と同一印をご使用ください。
5	請求書の押印を省略した場合、電子メールでの提出も可能か？	○ 電子メールでの提出も可能としますが、個別の可否については局担当部署と協議してください。 ○ 電子メールにより提出する場合、請求書等はPDF形式の添付ファイルにさせていただき、局担当部署のメールアドレスに送信し、送信後は担当部署に受信確認の連絡をしてください。
6	従来どおり、請求書に押印し、郵送や持参してもよいのか？	○ 押印した請求書等の取扱いに変更はありませんので、従来どおり、原本を提出してください。
7	請求書の押印を省略する場合の記載方法は？	○ 事業者（法人、個人事業者、団体）の場合、局指定の請求書様式の債権者欄に、「本件責任者及び担当者の氏名、連絡先」を記載することにより押印を省略することができます。 ○ 責任者と担当者が同一の場合は、責任者のみの記載で可とします。 ○ 個人事業者の方で代表者と責任者・担当者が同一の場合は連絡先のみの記載で可とします。 ○ 局指定の様式以外の請求書についても、上記に準じて連絡先等を記載してください。 ○ なお、提出された書類の内容を確認するために、必要に応じ、記載された方に連絡することがあります。

8	「本件責任者」とはどういった者か？	○ 代表取締役または支店長や営業所長等といった社内において権限の委任を受けた役職員の方をいいます。 ○ 必要に応じて局担当部署から請求書等の内容について確認の連絡をすることがあります。
9	「本件担当者」とはどういった者か？	○ 本請求に関する事務を担当する方をいいます。 ○ 必要に応じて局担当部署から請求書等の内容について確認の連絡をすることがあります。
10	本件責任者や本件担当者名の記載は、苗字のみでもよいのか？	○ 必ず、氏名（フルネーム）を記載してください。 ○ また、役職がある場合は、職名を記載してください。
11	請求権や受領を委任する場合に提出する委任状にも本件責任者等を記載するのか？また、その場合、委任状に記載する本件責任者及び本件担当者は誰になるのか？	○ 委任状の真正性を確認するため、委任状にも本件責任者等を記載してください。 ○ 委任者側の本件責任者及び本件担当者について記載してください。
12	法人の代表者の職名・氏名等も省略することは可能か？	○ 今回の取扱いは、押印を省略できるようにするもので、法人の代表者の職名・氏名の記載を省略することはできません。
13	連絡先は、携帯電話番号でもよいのか？	○ 固定電話を設置していない場合には、携帯電話番号を記載してください。電話が無い場合や、平日日中に電話での対応が困難な場合などは、メールアドレスを記載してください。
14	押印を省略した請求書等を修正する場合、訂正印で修正してもよいのか？	○ 押印を省略した請求書等については、訂正印による修正は不可となりますので、お手数ですが再度作成をお願いします。
15	請求書が2枚以上にわたる場合に押印する割印の省略も可能か？	○ 請求書の各葉が一連のものであることを証明するための割印は省略できません。
16	市や医療センターに提出する請求書等の押印も省略もできるのか？	○ 市、医療センターは、それぞれにおいて取扱いを定めておりますので、各担当窓口にお問い合わせください。

口座振替依頼書（債権者登録等申請書）の押印省略に関する Q&A

No.	質問	回答
1	口座振替依頼書（債権者登録申請書）に押印を省略できるのはいつからか？	○ 令和4年1月1日以降に申請するものが対象になります。（申請日が令和4年1月1日以降のもの）
2	口座振替依頼書（債権者登録申請書）の様式は改正されるのか？	○ 今回の押印見直しに伴っての改正はありません。
3	口座振替依頼書（債権者登録申請書）に押印すると無効になるのか？	○ 今回の取扱い、押印を省略できるようにするもので、従来どおり、口座振替依頼書（債権者登録申請書）に押印することも可能です。
5	従来どおり、口座振替依頼書（債権者登録申請書）に押印し、郵送や持参してもよいのか？	○ 押印した口座振替依頼書（債権者登録申請書）の取扱いに変更はありませんので、従来どおり、原本を窓口を持参するか、郵送により提出してください。
6	口座振替依頼書（債権者登録申請書）の押印を省略する場合の記載方法は？	○ 事業者（法人、個人事業者、団体）の場合、口座振替依頼書（債権者登録申請書）に、「本件責任者及び担当者の氏名」を記載することにより押印を省略することができます。 ○ なお、提出された書類の内容を確認するために、必要に応じ、記載された方に連絡することがあります。
7	「本件責任者」とはどういった者か？	○ 代表取締役または支店長や営業所長等といった社内において権限の委任を受けた役職員の方をいいます。 ○ なお、提出された書類の内容を確認するために、必要に応じ、記載された方に連絡することがあります。
8	「本件担当者」とはどういった者か？	○ 本申請に関する事務を担当する方をいいます。 ○ なお、提出された書類の内容を確認するために、必要に応じ、記載された方に連絡することがあります。
9	本件責任者や本件担当者名の記載は、苗字のみでもよいのか？	○ 必ず、氏名（フルネーム）を記載してください。 ○ また、役職がある場合は、職名を記載してください。
10	現金受領を委任する場合、本件責任者及び本件担当者は誰になるのか？	○ 委任者側の本件責任者及び本件担当者について記載してください。
11	法人の代表者の職名・氏名等も省略することは可能か？	○ 今回の取扱い、押印を省略できるようにするもので、法人の代表者の職名・氏名の記載を省略することはできません。

12	連絡先は、携帯電話番号でもよいか？	○ 固定電話を設置していない場合には、携帯電話番号を記載してください。電話が無い場合や、平日日中に電話での対応が困難な場合などは、メールアドレスを記載してください。
13	口座振替依頼書（債権者登録申請書）の押印を省略した場合、電子メールで提出できるか？	○ 電子メールによる受付は行っておりません。